

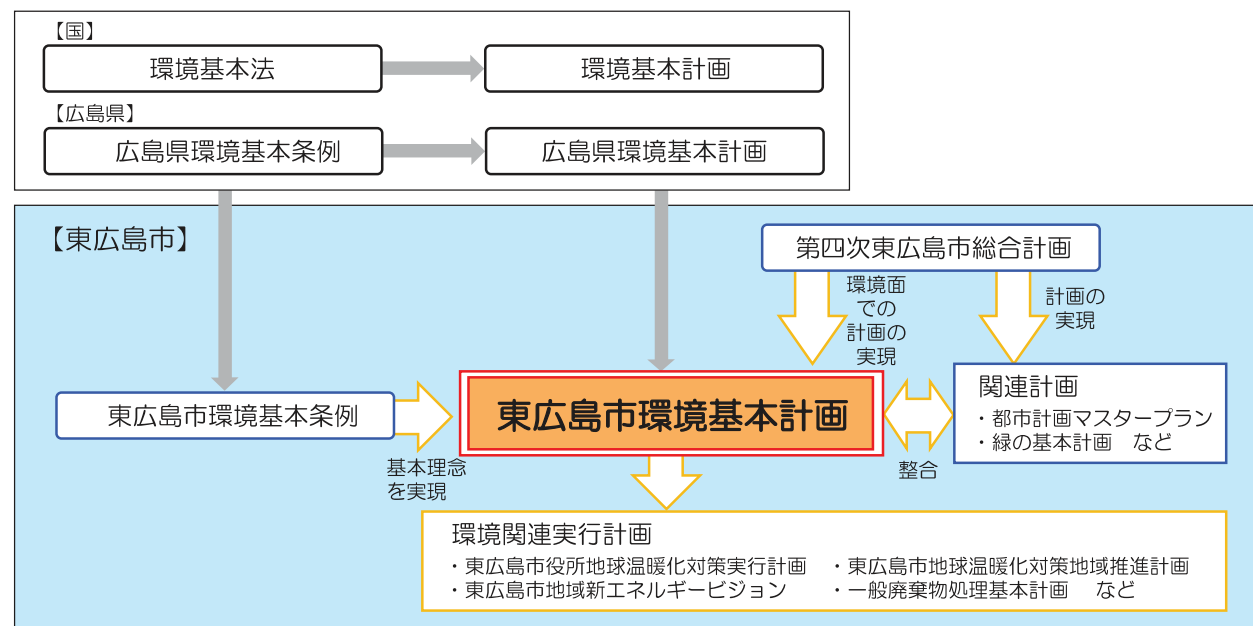
東広島市環境基本計画とは

計画策定の目的

東広島市環境基本計画は、本市が抱える環境上の課題を解決し、すばらしい環境を守り、育み、次の世代に伝えていくために、環境に関するこれまでの取り組みの良いところを続けるとともに、改善すべき点は改め、より発展した取り組みを市・市民・事業者の協働のもと、総合的・計画的・長期的に推進することを目的として策定したものです。

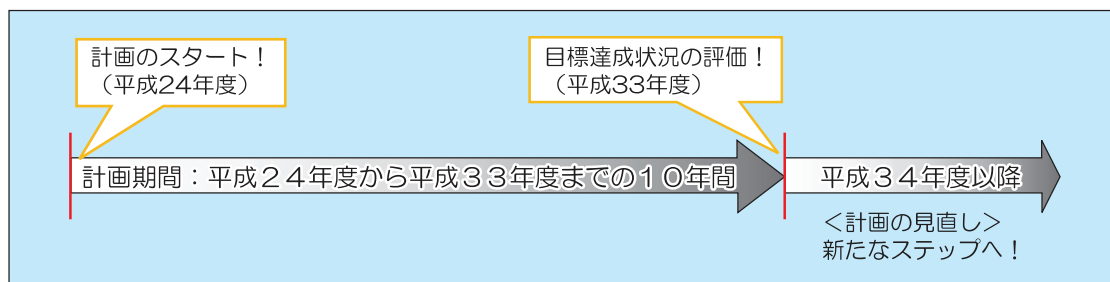
計画の位置づけ

本計画は、平成22年3月に制定された『東広島市環境基本条例』に基づき策定したものであり、本市のまちづくりの最上位計画である『第四次東広島市総合計画』を環境面から具体化するための『環境分野のマスタープラン』にあたります。
本計画は、市が取り組む様々な環境関連施策や、市民・事業者の方々が市と協働して環境保全に取り組むための「指針」となるものです。



計画の期間

本計画の期間は、平成33年度を目標とし、平成24年度から10年間とします。
なお、計画終了時点での環境をめぐる社会情勢の変化や、本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たなステップに移行します。



望ましい環境像

東広島市環境基本条例の基本理念を実現するために、本市が目指す『望ましい環境像』として「全体目標像」と3つの「21世紀半ばの将来像」を定めました。

『望ましい環境像』とは、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれの立場で取り組みを進めることにより、概ね20~30年後に実現を目指すべき本市の環境の将来像です。

全体目標像

市民一人ひとりが ふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち

『全体目標像』とは、私たちのふるさとである東広島市の、豊かな自然と住み良い都市環境が調和した良好な環境を、市・市民・事業者が一体となって、守り・育み、将来にわたって継承していくことができるまち、となることをイメージしています。

3つの「21世紀半ばの将来像」

豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

「森林・川・農地・都市の緑・海などの自然環境を守り、自然とふれあい、自然とともに暮らすまち」となっています。



身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち

「ものを大切にして、ごみの排出を少なくする、自家用車に過度に依存しない、省エネルギーの取り組みが積極的など、地球環境保全に貢献する生活が定着したまち」となっています。



環境を守り・伝える心と活動を育むまち

「環境を守り育てる心が浸透し、環境保全に関する活動が積極的に行われるなど、環境に対する意識が高い人々が暮らすまち」となっています。



望ましい環境像の実現に向けて

望ましい環境像を実現するための取り組み

望ましい環境像を実現するためには、『市民協働のまちづくり』の視点を重視して、本計画の主体である市・市民・事業者がそれぞれ環境に対する責任を自覚し、環境の保全や創出に対するそれぞれの取り組みを自主的に進めることが重要です。

取り組みの展開

【21世紀半ばの将来像】

【取り組みの柱】

【取り組みの展開】

『豊かな自然と共生した
快適に暮らせるまち』

取り組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用

(1) 人との関わりが深い自然環境の保全

(2) 自然とのふれあいの推進

(3) 生物多様性の保全

取り組みの柱2 緑あふれる美しい町並みの創出

(1) 市街地の緑の保全と整備・創出

(2) 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

(3) 潤いのある市街地景観の創出

取り組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上

(1) 健全な水質と水環境の確保

(2) 水辺環境の保全とふれあいの創出

取り組みの柱4 良好な大気環境等の保全

(1) きれいな空気や静かな環境等の保全

『身近な取り組みから地球
環境保全に貢献するまち』

取り組みの柱1 資源循環型社会の形成

(1) 廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進

(2) 不法投棄防止対策の推進

取り組みの柱2 低炭素社会の形成

(1) 温室効果ガスの抑制に向けた総合的な取り組みの推進

(2) 新エネルギーの導入

(3) 省エネルギーの推進

(4) 低炭素社会形成に寄与する事業の促進・支援

取り組みの柱3 広域的・国際的取り組みの展開

(1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

『環境を守り・伝える心と
活動を育むまち』

取り組みの柱1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

取り組みの柱2 環境情報の充実

(1) 利用しやすい環境情報の整備と発信

取り組みの柱3 市民・事業者等の環境保全活動の促進

(1) 環境保全活動への参加促進と取り組みの支援